

10 農林水産省 非予算(特区・地域再生 再々検討要請回答).xls

| 管理コード | 提案事項(事項名) | 該当法令等 | 制度の現状 | 提案要請・制度構築に係る規制の特例措置の番号・名称 | 求める措置の具体的な内容 | 具体的事業の実施内容・提案理由 | 措置の分類 | 措置の内容 | 各府省庁からの提案に対する回答 | 再検討要請 | 提案主体からの意見 | 「措置の分類」の見直し | 「措置の内容」の見直し | 各府省庁からの再検討要請に対する回答 | 再々検討要請 | 提案主体からの再意見 | 「措置の分類」の見直し | 「措置の内容」の見直し | 各府省庁からの再々検討要請に対する回答 | プロジェクト名 | 提案事項の番号 | 提案主体名 | 都道府県 | 制度の所管・関係府省庁 | | |
|---------|--|--------------------------|--|---------------------------|---|---|-------|-------|-----------------|-------|--|-------------|-------------|--------------------|--------|------------|-------------|-------------|---------------------|--|---------------------------------|------------------------|----------------------------|----------------|-----|-------|
| 1020010 | 太陽光発電システムの設置に付る農地転用の規制緩和 | 農地法第4条第1項 | 農地を農地以外の用に供する場合には農地法第4条第1項の規定により農地転用の許可が必要となる。農地を農地以外の用に供する目的は、農地を農地以外の用に供する目的を達成するために農地法第5条の許可が必要となる。 | | 利用放棄温室の屋根に温室所有者(＝農業者)が太陽光発電システムを設置した場合の農地転用の規制をなす。(引続き農地とみなす) | 低産農地の実現に向けた取り組みは多岐ありますが、技術的指向での実現と同時に既存が活用されていない資産を転用することで大規模かつ低コストに低炭素社会を実現する試みも現実的選択肢である。 岡山県はこれまで果樹栽培が盛んで桃やマスクパなどの高産農地に特化することで地域との差別化に成功していた。特にマスクパは温室栽培で岡山の特産品と定着してきたが、食べやすさ、甘みなど従来のマスクパと異なる特徴を有する品種も育ち、農業者の意向も高く、放棄された温室が岡山県内に多く出現している。年間の日照量が国内屈指である「晴れの国岡山」で、放棄された温室を活用し地域を活性化と低炭素社会の実現を目指したい。 温室は日当たりが良く、暑地・出作環境に合わせ水・電気などの設備も整っている場合が多い。また、放棄された温室は雨風、水害に強い住宅に必要となる条件を満たす必要がない。こうした点から、農業者が温室を「大規模な温室」を兼ねることが可能となり、低コストを実現できる。 農業者が設置するには資金手当てが必要となるが、補助金の活用と自己資金で賄い、自家消費分で電力会社への支払を減額するとともに、余剰電力を電力会社へ売電することで投資金額の回収が可能と考える。 | C | | 各府省庁からの提案に対する回答 | - | 農地転用許可制度は、優良農地の確保と非農業的土地利用との調整を図り、非農業的土地利用を農業上の利用に支障のない農地に誘導するという前提を踏っており、転用許可申請に係る要件など、当該農地の農業条件や事業実施の確実性等の基準を勘み、許可の可否を判断する必要がある。 御提案のように、農地へ設置され、現在は利用されていない温室の屋根に太陽光発電システムを設置し、今後売電を行うこととするような場合は、当該農地が晴れの国岡山に育たないような場合があり、農地転用の許可が必要であり、当該農地に該当すると判断されることから、農地転用の許可が必要であり、提案を受け入れることは困難である。 | C | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 放棄温室を活用した農業者による太陽光発電事業 | 1 0 9 0 1 0 | 個人 | 岡山県 | 農林水産省 |
| 1020020 | 農地転用許可期間延長と土地転用整理事業の手段の緩和 | 農地法第3条第3項、第4条第3項 | 農地転用許可期間延長と土地転用整理事業の手段の緩和 | 農地法第8条第3項、第4条第3項 | 農地転用許可期間延長と土地転用整理事業の手段の緩和 | 農地転用許可期間延長と土地転用整理事業の手段の緩和 | C | E | - | - | - | C | E | - | - | - | - | - | - | 農地転用許可期間延長と土地転用整理事業の手段の緩和 | 1 0 1 9 0 1 0 | 長野県 | 沖崎県 | 農林水産省 国土交通省 | | |
| 1020030 | 国有林野に設置した風力発電による売電に関する規制の緩和 | 国有林野法第11条、第12条 | 国有林野に設置した風力発電による売電に関する規制の緩和 | 国有林野法第11条、第12条 | 国有林野に設置した風力発電による売電に関する規制の緩和 | 国有林野に設置した風力発電による売電に関する規制の緩和 | B-1 | B-1 | IV | - | - | B-1 | B-1 | - | - | - | - | - | - | 国有林野に設置した風力発電による売電に関する規制の緩和 | 1 0 1 0 0 | 青森県 | 青森県 | 農林水産省 | | |
| 1020040 | 農地転用許可に係る大臣との事前協議の廃止及び大臣との可容(4ha超)を0haに引き上げる | 農地法第4条第1項、第5条第1項、第10条第2項 | 農地転用許可に係る大臣との事前協議の廃止及び大臣との可容(4ha超)を0haに引き上げる | 農地法第4条第1項、第5条第1項、第10条第2項 | 農地転用許可に係る大臣との事前協議の廃止及び大臣との可容(4ha超)を0haに引き上げる | 農地転用許可に係る大臣との事前協議の廃止及び大臣との可容(4ha超)を0haに引き上げる | C | C | - | - | - | C | - | - | - | - | - | - | - | 農地転用許可に係る大臣との事前協議の廃止及び大臣との可容(4ha超)を0haに引き上げる | 1 0 3 0 0 | 兵庫県 | 兵庫県 | 農林水産省 | | |
| 1020050 | 大学獣医学部の設置の認可 | 獣医師法第15条第3号 | 大学獣医学部の設置の認可 | 獣医師法第15条第3号 | 大学獣医学部の設置の認可 | 大学獣医学部の設置の認可 | E | E | - | - | - | E | - | - | - | - | - | - | - | 大学獣医学部の設置の認可 | 1 0 3 9 0 1 0 | 宮城県、愛媛県 | 愛媛県 | 文部科学省 農林水産省 | | |

